

---

『雨降り』、「路面がぬれている場合」・・・  
ライト反射して『見にくい』、注意

---

雨降りは、  
「スピード」を落とし、「車間距離」を長めにとること

---

雨降りは、  
「視界不良」による、「見落とし」や「スリップ」を警戒する

---

「泥はね運転」は、道路交通法違反  
雨の日は、徐行など・・・細心の注意を  
反則金⇒ 大型車:7,000円

2020/7/15(水) 15:00

雨の日の運転は、注意を払って走行していますか？

雨の日は、車や自転車の「泥はね運転」に注意が必要です。

歩行者の衣服を台無しにしてしまうだけでなく、運転者には罰金が課せられてしまいます。

「泥はね運転」は、実は道路交通法の違反行為です。

#### ○道路交通法71条1号

「ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。」 違反点数はつきませんが、反則金が課せられます。

- ・大型車：7,000円
- ・普通車・二輪車：6,000円
- ・原付：5,000円

また、社名が入った営業車などを運転していた場合には、会社に対するイメージをも低下させることにもなりかねません。

雨の日には普段よりスピードを落として運転することはもちろん、特に水たまりやぬかるみのある場所の走行時は徐行するなど、泥はねに十分な注意が必要です。

民事上の損害賠償責任も!?

歩行者の衣類を汚した場合には、民事上の損害賠償責任を問われることもあります。

---

深夜11時 雨の夜、はねられ、男性死亡  
軽乗用車を運転していた男性逮捕

2020/7/15(水) 11:03

13日午後10時50分ごろ、埼玉県の県道で、男性(46)が軽乗用車にはねられ、搬送先の病院で死亡が確認された。警察は車を運転していた男性(50)を現行犯逮捕した。当時は雨が降っていたという。